

蒲郡市高齢者の足確保事業実施要綱の一部改正について

蒲郡市高齢者の足確保事業実施要綱の第5条、第6条及び第7条において、高齢者割引タクシーチケットの交付ならびに使用の際には写真付き住民基本台帳カードの提示が必要となっていました。これを、平成26年度分の配布時より写真付き住民基本台帳カードに加え、後期高齢者医療被保険者証についても利用できるようにするものです。

1 経緯

写真付きの住民基本台帳カードを作成する際に、免許証等の写真付きの身分証明を持っていない方は、手続きのため2回市役所に足を運ばなければならず、負担になるとの声があったため。

2 選択理由

後期高齢者医療被保険者証は、75歳以上ならば必ず所持しているものであり、また、統一した一つの様式であるため、交付時や利用時の際の確認を容易に行うことができるため。

後期高齢者医療被保険者証 有効期限 平成26年 7月31日	
被保険者番号	1 2 3 4 5 6 7 8 性別 男
住 所	名古屋市東区泉一丁目6番5号
見本	
氏 名	広域 太郎
生年月日	大正15年 7月26日 発効期日 平成20年 4月 1日
資格取得日	平成20年 4月 1日 交付日 平成25年 8月 1日
一部負担金の割合	1割
保 険 者 番 号	3 9 2 3 4 0 0 0
保 険 者 名	愛知県後期高齢者医療広域連合
<p>注意事項 保険医療機関等において診療を受けようとするときは、必ずこの証をその窓口で渡してください。</p> <p>※以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。</p> <p>1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植のために臓器を提供します。</p> <p>2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植のために臓器を提供します。</p> <p>3. 私は、臓器を提供しません。</p> <p>(1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。【心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球】)</p>	
署名年月日:	年 月 日
本人署名(自筆)	特記欄
_____	_____
_____	_____